

平成28年度 京都市予算案 事業概要

文化市民局

事務事業名	デートDV予防事業		
予 算 額	3,600千円	新規・継続の別	新規
		政策的新規充実予算枠・局配分枠等の別	局配分枠
担 当 課	共同参画社会推進部 男女共同参画推進課(222－3091)		
【事業実施に至る経過・背景など】 近年、DV被害は配偶者からの暴力だけでなく、交際相手からの暴力である「デートDV」の被害が増加しており、悲惨な事件が頻発している。こうした状況から、平成26年1月に、被害者保護のための相談と保護、自立支援の手続等を定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」が改正された。この改正により、事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力及びその被害者に限定されていた対象が、同居する交際相手又は同居していた元交際相手からの暴力及びその被害者まで拡大された。 また、内閣府が平成26年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、交際相手がいた（いる）と答えた人の14.8％は交際相手からの暴力を受けた経験があり、うち20.5％が命の危険を感じていたことが分かった。 更には同居をしていない関係におけるデートDVは法律の適応が難しく、被害の潜在化や周囲が被害に気が付きにくいことが問題とされている。 このような状況から、交際相手からのDV被害を予防するため、中学生や高校生等の若年層に対して、DVに関する教育を行い、正しい知識を浸透させる必要がある。 【事業概要】 暴力を容認しない社会風土を醸成することを目的として、DVの被害者にも加害者にもならないための関係構築や相談を受けた時に正しく対応できるよう、中学生や高校生等の若年層を対象に、授業での使用を想定したDVDを制作し、京都市内の中学校、高等学校等と連携した啓発を実施する。			
【参 考（他都市の状況・事業効果など）】			